

内容を訂正します。「平成21年向島本線拡幅工事(条件付一般競争入札)」

平成21年11月2日

表題について、下記のとおり2箇所訂正いたします。

記

誤 3. 競争参加資格

(6) 施工実績

過去10年間(平成11年度以降)に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計(以下「評定点合計」という。)が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律(平成12年11月27日法律第127号)第2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事(a)及びb))

なお、a)、b)に掲げる各項目の施工実績は同一の工事において有する必要はない。

a) 高速道路、自動車専用道路、国道または県道のアスファルト舗装工事

b) 供用中の高速道路、自動車専用道路、国道または県道で交通規制(全面通行止めを除く。)を行い実施した工事

(9) 同種工事の経験

現場代理人又は主任(監理)技術者のいずれかが、過去10年間(平成11年度以降)に下記の同種工事の経験を有すること。ただし、経験について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事(a)及びb))

なお、a)、b)に掲げる各項目の施工実績は同一の工事において有する必要はない。

a) 高速道路、自動車専用道路、国道または県道のアスファルト舗装工事

b) 供用中の高速道路、自動車専用道路、国道または県道で交通規制(全面通行止めを除く。)を行い実施した工事

正 3. 競争参加資格

(6) 施工実績

過去10年間（平成11年度以降）に元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、請負工事等成績評定要領第5条第2項に規定する評定表の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第2条第1項の政令で定める法人（以下、「他の機関」という。）が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事

供用中の高速道路、自動車専用道路、国道または県道で交通規制（全面通行止めを除く。）を行い実施したアスファルト舗装工事

(9) 同種工事の経験

現場代理人又は主任（監理）技術者のいずれかが、過去10年間（平成11年度以降）に下記の同種工事の経験を有すること。ただし、経験について本四会社が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び他の機関が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。なお、特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

同種工事

供用中の高速道路、自動車専用道路、国道または県道で交通規制（全面通行止めを除く。）を行い実施したアスファルト舗装工事

以上